定置網に混獲されたひげ鯨等の取り扱いの手引き

2001年7月1日より、定置網で偶発的に混獲[1]されたひげ鯨等[2]の取り扱いが、省令の改定に伴い一部変更されました。定置網でこれらの鯨の混獲があった場合、以下に述べる所定の手続きの後に販売（無償配布・地元消費等の利用を含む）が可能となります[3]。なお、販売をしない場合でも、従来通り焼却・埋却などの処分と所定の報告が必要です。

注１）定置網以外の漁具(巻き網、刺し網など)での混獲は対象となりません。

注２）以下に示す、国際捕鯨委員会（ＩＷＣ）が指定するひげ鯨類７種と歯鯨類３種。なおイルカ類は今回の省令対象とはなりません。

注３）所定の手続きを経ずに所持・販売を行うと罰せられます。

ＩＷＣ指定種（今回省令変更の対象種）	取り扱い方法
セミクジラ　（ひげ鯨） **ナガスクジラ（ひげ鯨）** **イワシクジラ（ひげ鯨）** **ニタリクジラ（ひげ鯨）** **ザトウクジラ（ひげ鯨）** **ミンククジラ（ひげ鯨）** **マッコウクジラ（歯鯨）** コセミクジラ＊（ひげ鯨）・トックリクジラ＊（歯鯨）・ミナミトックリクジラ＊（歯鯨）	**大臣許可を受けた捕鯨業を除き捕獲は禁止されていますが、定置網で混獲された場合にのみ、所定の手続きの後に販売が可能になります。なお、販売をしない場合も報告書の提出は必要です。**
水産資源保護法対象種	取り扱い方法
シロナガスクジラ（ひげ鯨） コククジラ　（ひげ鯨） スナメリ（歯鯨） ホッキョククジラ＊（ひげ鯨）	捕獲、所持、販売が禁止されています。混獲された場合や死体の処分についても市町村役場を通じて農林水産大臣宛の届け出が必要です。

＊　日本近海に生息していないと思われる種

海産哺乳類混獲等管理促進事業管理指導検討委員会

（全国漁業協同組合連合会
一般財団法人日本鯨類研究所
社団法人日本定置漁業協会）

このパンフレットについて詳しく知りたい方は下記にお問い合わせ下さい。

（一財）日本鯨類研究所　〒104-0055　東京都中央区豊海町 4-5 豊海振興ビル 5F
TEL:03-3536-6521 FAX:03-3536-6522　http://www.icrwhale.org/

混獲されたひげ鯨等を販売（無償配布・地元消費等の利用を含む）
するためには以下の手続きが必要です。

① 写真撮影を行い別記１（旧様式：混獲報告書Ａ）を作成します。

図1. 鯨の体長測定法。
上顎先端ー尾鰭分基部を直線で計る。
図の鯨はミンククジラ(ひげ鯨)

所定の別記１(ひげ鯨等の捕獲報告書)を作成します。鯨種名は巻末の見分け方や図鑑などを参考にして必ず記入して下さい。また混獲を証明する写真を撮影します。写真は、鯨が網の中にいる状態を写せなければ、水揚げの際に必ず撮影して下さい。体長の測定は、鯨の頭部先端(上顎の吻端)から尾鰭中央の切れ込みまでを、体軸に平行(床面に平行)に計測します(図1)。雌雄の判別及び乳分泌の有無は別添3の資料(鯨類の雌雄鑑別法)を参考にして下さい。胎児の性別、体長の記録も親個体と同様ですが、小さくてわからない場合はその旨を記載し、胎児の有無のみを記録して下さい。

② ＤＮＡ標本を採集して分析機関にただちに発送します。

(1) ＤＮＡ標本として皮膚(表皮の黒い部分)もしくは肉を採集します。体のどこから採っても構いません。
(2) 標本は5cm角程度で、皮膚の場合は脂身を2～3mmつけて切り取ります。標本は予備を含めて2つ必要です。
(3) 採集した標本をビニール袋に入れて密封し、（一財)日本鯨類研究所 太地事務所までクール宅配便（冷凍）・料金着払いでお送り下さい。この際、フィルム写真の場合はフィルム（使い捨てカメラでも可）を同封してください。現像は不要です。デジタル写真の場合は、印刷した写真を同封するか、③の別記１提出時にFAXまたはメールで提出してください。メールの場合は画像データを添付してください。
(4) 予備の標本は再送付が必要となる場合があるので、必ず手元に保管(要冷凍)しておいて下さい。

標本の送り先：

〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地字先平見1770-1
（一財）日本鯨類研究所 太地事務所 混獲担当 宛
TEL 0735-29-2281

③ 別記１（旧様式：混獲報告書Ａ）を提出します。

ＤＮＡ標本の発送が終わりましたら、直ちに宅配便の発送伝票の控えを別記１の下側に貼り付けて、（一財）日本鯨類研究所 太地事務所にFAX（0735-29-2282）またはメール（icr_genetics@cetacean.jp）して下さい。別記１の原本は、市町村役場または都道府県庁に提出してください。ここまでの作業は販売の有無に関わらず行って下さい。

混獲されたひげ鯨を販売(無償配布・地元消費等の利用を含む)する場合は、この時点で仮登録が完了し、販売が可能となりますが、以下の手続きに従ったＤＮＡ登録が義務付けられています。

④ 分析登録費用を振り込みます。

仮登録から数日以内に(一財)日本鯨類研究所から受付番号(後述のＤＮＡ登録番号とは異なります)が記載された請求書と振込用紙が送付されます。申請者は、ＤＮＡの分析及び登録に係わる経費として100,000円を郵便局で振り込んで下さい。郵便局が休みの場合は翌日でも構いません。

⑤ ＤＮＡ登録番号を受理します。

標本の分析が終了すると(一財)日本鯨類研究所から申請者にＤＮＡ登録番号が記載された登録証が発行(郵送)されます(標本到着後約10日)。登録証には、分析に基づく鯨種名も記載されています。なお申請者は予備として採集していた標本を、この登録証が発行されるまで必ず冷凍保管しておいて下さい。

⑥ 別記２（旧様式：混獲報告書Ｂ）を市町村役場または都道府県庁に提出します。

ＤＮＡ登録証を受け取った後、ただちに別記２(捕獲したひげ鯨等の処理状況報告書)を所属する市町村役場または都道府県庁に提出します。

「分析年月日」の欄には標本を発送した日を記入し、「分析機関名」の欄には「(一財)日本鯨類研究所　太地事務所」と記入します。「解析の結果」欄には登録証に記載されているＤＮＡ登録番号を、「販売先や市場」の欄には連絡先を記入します。

以上で、登録の手続きは完了です。

旧様式の混獲報告書Ａ･Ｂは引き続き受け付けておりますが、新様式の別記１・２を用いた手続きをお願いします。

不明な点などがありましたら、以下の機関にお問い合わせ下さい。

(一財)日本鯨類研究所 太地事務所 ： 0735-29-2281
水産庁国際課捕鯨室 ： 03-3502-2443